

I. 計画策定の趣旨

- 「障害者基本法に基づく障害者計画」と、「障害者総合支援法に基づく障害福祉計画」、「児童福祉法に基づく障害児福祉計画」を統合して策定
- 県が市町村や関係機関等と連携しながら総合的に障害者福祉施策に取り組むための基本指針
- 現行の「第2期新しいばらき障害者プラン(平成31年度～令和5年度)」の中間見直しを行うとともに、関係法令の改正、本県における新たな課題や障害者施策を取り巻く環境変化を踏まえ、総合的かつ計画的に障害児・障害者施策を展開するために改訂
- 計画期間：令和3年度～令和5年度(3年間)

II. 障害者の現状と課題

1. 障害者の現状

- 身体障害者(R元年度末手帳交付者数 89,154人)
年々減少している。60歳以上の高齢者が全体の7割以上を占めている。
- 知的障害者(R元年度末手帳交付者数 24,144人)
年々増加している。18歳未満の障害児が全体の約23%、18歳以上65歳未満の障害者が約70%を占めており、65歳以上の高齢者は全体の約7%と少ない。
- 精神障害者(R元年度末手帳交付者数 19,850人)
大幅に増加している。18歳以上65歳未満の障害者が全体の約78%、65歳以上の高齢者が約20%を占めており、18歳未満の障害児は約2%と少ない。発達障害や高次脳機能障害、「てんかん」なども状態に応じて精神障害者保健福祉手帳の交付対象になる。
- その他の心身の機能の障害者
日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人も、もれなく支援の対象とする。

2. 今後の主な課題

- これからの障害者施策を進める際は、主に以下のような課題が考えられる。これらを計画に盛り込み、積極的に実現に努めていく必要がある。
 - ・権利擁護の推進
 - ・福祉施設入所者の地域生活への移行
 - ・精神障害者の入院医療から地域生活への移行
 - ・インクルーシブ教育システムの理念に基づく教育
 - ・福祉施設利用者の一般就労への移行
 - ・福祉的就労の底上げ
 - ・発達障害者、高次脳機能障害者及びひきこもり者への支援
 - ・福祉人材の確保
 - ・相談支援体制の充実
 - ・障害児への支援
 - ・防災体制の確立

III. 施策の展開

基本理念と3つの視点

この計画は、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者が一般社会の中で普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション」とあらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念とし、県民すべてが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指す。

【基本理念】 「ノーマライゼーション」と「完全参加」

視点Ⅰ：ひとりひとりが尊重される社会をめざして

視点Ⅱ：質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして

視点Ⅲ：快適に暮らせる社会をめざして

施策の展開

I ひとりひとりが尊重される社会をめざして

- 思いやりと助け合いの心づくり
 - 啓発・広報活動の推進
 - 福祉教育・ボランティア活動の推進
- 権利擁護の推進
 - 権利擁護の取り組みの充実
- 地域生活への移行の促進
 - 福祉施設入所者の地域生活への移行
 - 地域包括ケアシステムにおける精神障害者への支援の充実
 - 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
- 教育・育成の充実
 - 障害児への支援
 - 学校教育の充実
 - 生涯学習の推進
- 就労機会の拡大
 - 一般就労の促進
 - 福祉的就労の促進
- 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実
 - 文化芸術活動の充実
 - スポーツ・レクリエーション活動の充実
 - 国際交流の促進

II 質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして

- 保健・医療の充実
 - 保健サービスの充実
 - 早期発見・早期療育の充実
 - 医療の充実
- 福祉の充実
 - 生活の支援と安定
 - 専門性の高い福祉サービスの充実
 - サービス提供体制の充実
 - 施設におけるサービスの充実
 - 相談支援体制の充実
 - 情報バリアフリーの推進
- 障害児支援の提供体制の整備
 - 地域支援体制の構築
 - 医療的ニーズへの対応
- 人材の確保・育成
 - 人材の確保・育成の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組
 - 保健・医療・福祉・保育・教育・労働の連携による施策の推進

III 快適に暮らせる社会をめざして

- 人にやさしいまちづくり
 - ユニバーサルデザインの推進
 - 居住環境整備の促進
 - 生活環境整備の促進
- 外出支援の充実
 - 移動手段の確保
 - 移動支援の充実
- 安全・安心な暮らしの確保
 - 防災対策の充実
 - 消費者被害の防止と防犯意識の高揚
- 行政サービス等における配慮
 - 行政機関の配慮
 - 選挙における配慮

成果目標・サービス見込み量

成果目標の設定

- 障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策の柱となる事業に「成果目標」を設定し進行管理を行う。
 - ・福祉施設入所者の地域生活への移行
 - ・福祉施設入所者(定員)の削減
 - ・**精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数** **新規**
 - ・精神病床における1年以上長期入院患者数
 - ・精神病床における早期退院率
 - ・**地域生活支援拠点等の確保及び運用状況の検証** **変更**
 - ・福祉施設から一般就労への移行
 - ・**就労定着支援事業の利用者数及び定着率** **変更**
 - ・児童発達支援センターの設置
 - ・**難聴児支援の体制確保** **新規**
 - ・保育所等訪問支援の利用体制の構築
 - ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後デイサービスの確保
 - ・**県、市町村における関係機関の協議の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置** **新規**
 - ・**障害福祉サービスの質を向上するための体制構築** **新規**

障害福祉サービスの活動指標とその確保のための方策

- 障害福祉サービスの提供体制を強化するため、成果目標を達成するために必要な量(活動指標)を計画的に見込み、障害福祉サービス事業の確保のための施策の推進に取り組む。
 - ・訪問系サービス
 - ・日中活動系サービス
 - ・居住系サービス
 - ・障害児通所系サービス
 - ・障害児入所系サービス
 - ・相談支援
 - ・発達障害者支援
 - ・**精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築** **新規**

地域生活支援事業の実施

- 障害者が、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況等に応じ、必要な地域生活支援事業量を確保。
 - ・県は、発達障害や高次脳機能障害など専門性の高い相談支援や、市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業、人材育成に関する事業を実施。
 - ・市町村における事業実施状況等に関する情報提供や経費の補助を行い、市町村の各種事業の実施に向けた取り組みを促進・支援する。